

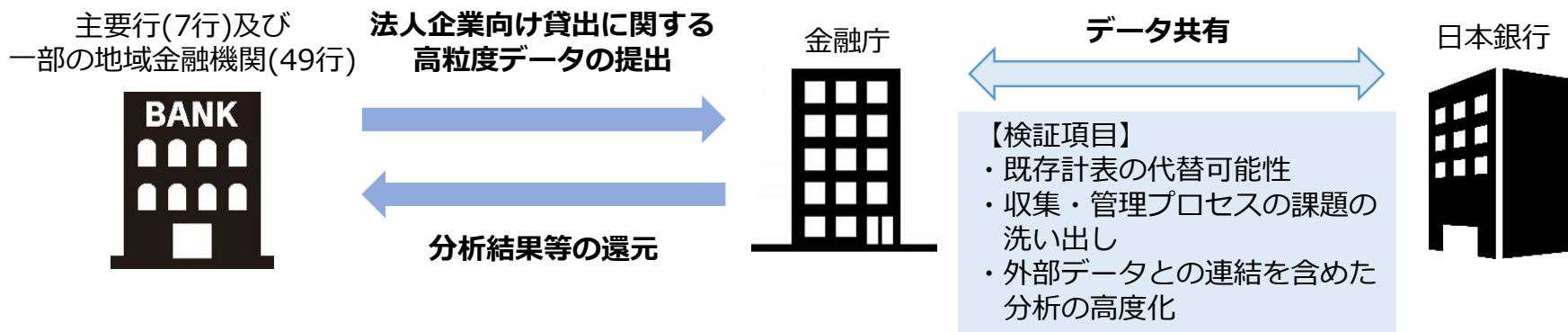


データ一元化の進捗と今後の進め方

2023年6月
金融庁・日本銀行

- 金融庁と日本銀行は、**より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る**観点から、以下のデータの一元化に向けた取組みを実施。
 - **計表の統合・廃止や提出先一元化**による既存のデータ収集プロセスの効率化
 - より実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組み（**共同データプラットフォーム**）のあり方に向けた検討
- 計表の統合・廃止や提出先一元化については、業界の要望も踏まえ、統計集計上の理由やシステム上の理由により対応困難等のものを除きすべて対応し、**金融機関の負担軽減を実現**。
- 共同データプラットフォームについては、2021年度に海外事例を調査。2022年度には、金融庁・日本銀行が連携し、一部の金融機関から取引単位の法人貸出明細データを収集する実証実験を実施。
 - 海外調査では、多くの国でデータの定義・フォーマットの標準化を進めつつ、高粒度データを収集し、金融監督や金融政策に活用していることが判明。（参考資料1,2参照）

【実証実験の概要】



2. 実証実験結果の概要

- 実証実験の結果、高粒度データの集計により、一部の既存計表の代替が可能とみられること、モニタリングや分析の高度化への高粒度データの活用余地が大きいことを確認。
- 他方、データ整備には、金融機関側の対応や金融庁・日本銀行側のオペレーションの整理も含め、相応の時間およびリソースを要することも判明。

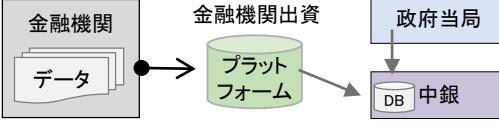
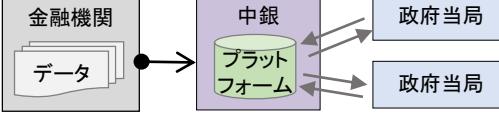
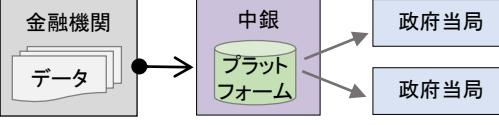
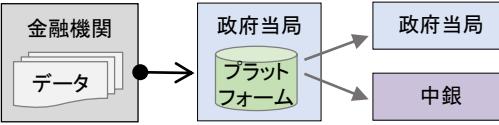
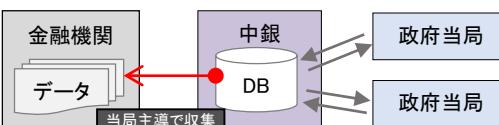
【各検証項目の内容と結果】

	検証内容	検証結果
①既存計表の代替可能性	<ul style="list-style-type: none">高粒度データの集計値と、各銀行から提出を受けている既存計表の各項目の数値を比較し、既存計表の代替可能性を検証	<ul style="list-style-type: none">①項目定義の更なる明確化・調整、②追加項目の提出などができるれば、一部計表は代替可能と評価
②収集・管理プロセスの課題	<ul style="list-style-type: none">金融機関⇒金融庁⇒日銀とデータを受渡提出データをクレンジング、正規化、格納	<ul style="list-style-type: none">金融機関のデータ管理や金融庁・日銀でのデータクレンジング・データ管理・共有に関する課題を確認・整理
③モニタリングや分析の高度化	<ul style="list-style-type: none">金融機関から債務者情報の提供を受けて、金融庁で法人番号を付番高粒度データの特性を活かした、モニタリングや分析の高度化余地の検討	<ul style="list-style-type: none">件数ベースおよび残高ベースともに、9割超の先に法人番号を付与企業個社データ・地理的データと紐づけ、気候変動リスクに関する分析を実施高粒度データがモニタリングや分析への活用余地が大きいことを確認

3. 今後の進め方

- 実証実験の結果を踏まえ、金融機関と密にコミュニケーションを取り、**定義・フォーマットの標準化や収集オペレーションの確立**等に向けて調整を実施する。また、**提出対象金融機関の拡大**を検討する。
- 2023年度後半より法人貸出に関する高粒度データの収集を段階的に開始。**金融機関が保有する取引単位の粒度のデータまで取得することで、より解像度が高いモニタリング・分析**を行い、金融システムのリスクの把握や金融機関による企業支援を促すための対話を進める。あわせて、**高粒度データにより代替可能な既存計表を廃止し、金融機関の負担を軽減**する。
- 海外金利の上昇や海外での銀行破綻などもあって、金融システムを取り巻く環境は大きく変化している。こうした環境変化も踏まえつつ、より網羅的かつ的確なモニタリング・分析に向けて、**中期的な観点から、データの質の向上を含め、引き続き必要なデータ整備を着実に進める**。こうした取組み等を通じて、**金融機関のデータガバナンスやリスク管理の更なる高度化**にもつなげていく。

- 2021年に実施した海外調査の結果、以下のような海外当局の特徴的な取組みが進んでいることを確認。
 - ✓ 金融機関からの報告窓口を一本化し、収集データを複数の金融当局間で共有 ①
 - ✓ 収集フォーマットの標準化・共通化、当局間の重複を回避 ②
 - ✓ 集計前の粒度の高いデータ（債権明細データなど）を収集 ③

国	1 データの流れ	概要	2 標準化・共通化等	3 高粒度化
オーストリア 	 <p>金融機関 データ → 金融機関出資 プラットフォーム → 政府当局 DB 中銀</p>	金融機関は、共同出資により創設した プラットフォーム(AuRep)にデータを提出 AuRepが中銀等への規制報告を実施	官民でAuRepのデータモデル (Basic Cube)を設計	<input type="radio"/> AuRepに取引明細 データを提出
イタリア 	 <p>金融機関 データ → 中銀 中銀 データ → 政府当局 政府当局</p>	中銀が単一のデータプラットフォームを 整備	当局報告用の單一データディ クショナリ(PUMA)を整備	<input type="radio"/>
カナダ 	 <p>金融機関 データ → 中銀 中銀 データ → 政府当局 政府当局 データ → 政府当局</p>	3当局が、単一のデータプラットフォームを 共同で設立・利用(中銀がプラットフォーム を運営)	収集データの定義は3当局 それぞれが実施(ただし、重複 回避のため当局間で連携)	<input type="radio"/>
オーストラリア 	 <p>金融機関 データ → 政府当局 政府当局 データ → プラットフォーム プラットフォーム → 政府当局 政府当局</p>	政府当局(APRA)がデータプラットフォーム を整備	APRAにデータ収集の権限を 集中(加えて、重複回避の ため当局間で連携)	<input type="radio"/>
ルワンダ 	 <p>金融機関 データ → 中銀 中銀 データ → 政府当局 政府当局</p> <p>当局主導で収集</p>	金融機関は、当局からの指示に応じ、自社 の取引データベースのデータを当局から 指定されたデータ形式に自動的に変換し、 提出(Pull型)	当局からデータディクショナリ 等を提供し、金融機関のデータ 報告システムを標準化	<input type="radio"/> 口座、貸出先単位で データ収集

※特徴的な取組みを進めている国を掲載

(出所) 有限責任あずさ監査法人「共同データプラットフォームの構築に向けた基礎調査報告書（2021年12月）」より作成

FRB

- 対象：銀行持株・中間持株・貯蓄貸付持株会社（連結資産規模が1,000億ドル以上の先）
- 収集開始：2011年
- 収集データ：
 - <四半期> 金融機関の資産・資本・収益項目に関する詳細データ
 - (企業向け貸出に関する債権明細データ（最低与信額100万ドル）を含む）
 - <月次> クレジットカード・住宅ローン等に関する債権明細データ

【活用事例】

- ストレステスト、金融機関のモニタリング等

ECB

- 対象：域内金融機関、海外金融機関の域内支店（各国中央銀行の判断で小規模先は免除可能）
- 収集開始：2018年
- 収集データ：<月次> 企業向け貸出に関する債権明細データ（最低与信額25,000ユーロ）

【活用事例】

- 金融安定サーベイランス、金融政策の分析やオペレーション等